

序章

序-1 計画策定の背景と目的

五条川は岩倉市のシンボリック的存在であり、市民にとってふるさとを意識する大きな要素となっている。また、五条川の自然環境の保全や整備、具体的には五条川の浄化、自然復元、桜並木の保全、親水化などを図ることにより、ふるさとづくりに繋がっている。

こうした市民の五条川に対する思いを受けて、昭和60年3月に『よみがえれ岩倉の水辺～五条川レクリエーションゾーン整備計画～』を策定し、その後、第2次計画として、平成7年3月に『よみがえれ五条川の自然～五条川自然再生整備等基本計画（五条川整備計画 Part2）～』を策定し、五条川とともに地域づくり、ふるさとづくりを進めてきた。本計画は、この第2次計画が平成22年度で終了したことを受けて、第3次計画を策定するものである。

第1次、第2次計画においては水辺環境の復元や整備などハード面の計画を主なものとして整備が進められてきたが、一定の成果を得られた今日、第3次計画においては、自然生態系の保全を図り、生物多様性^{*}に配慮した地域づくりや市民参加の充実などソフト面の観点からも見直しを行い、今後の五条川整備の指針として、方針、具体的な施策を示す。

序-2 計画の位置づけ

本計画は、五条川に関する第1次、第2次計画を受け、岩倉市総合計画や岩倉市都市計画マスタープラン等の上位関連計画との整合を図りながら策定する。

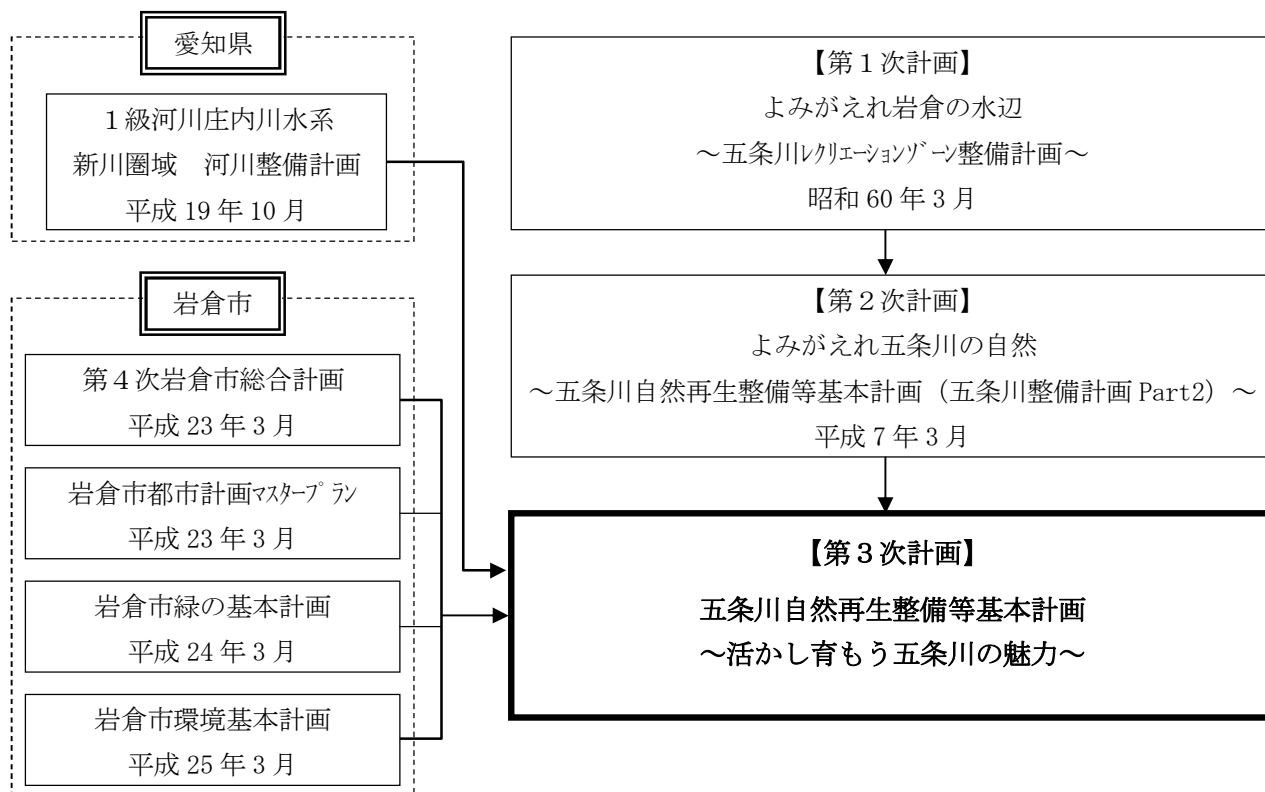


図-1 第3次計画の位置づけ

※ 生物の多様さとその生息環境の多様さを表す概念。

序-3 計画の期間

本計画は、2014年度（平成26年度）から2028年度（平成40年度）の15年間を計画期間とする。

また、本市の五条川の整備を取り巻く状況に大きな変化等があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

序-4 計画の構成

本計画は、以下の6章で構成する。

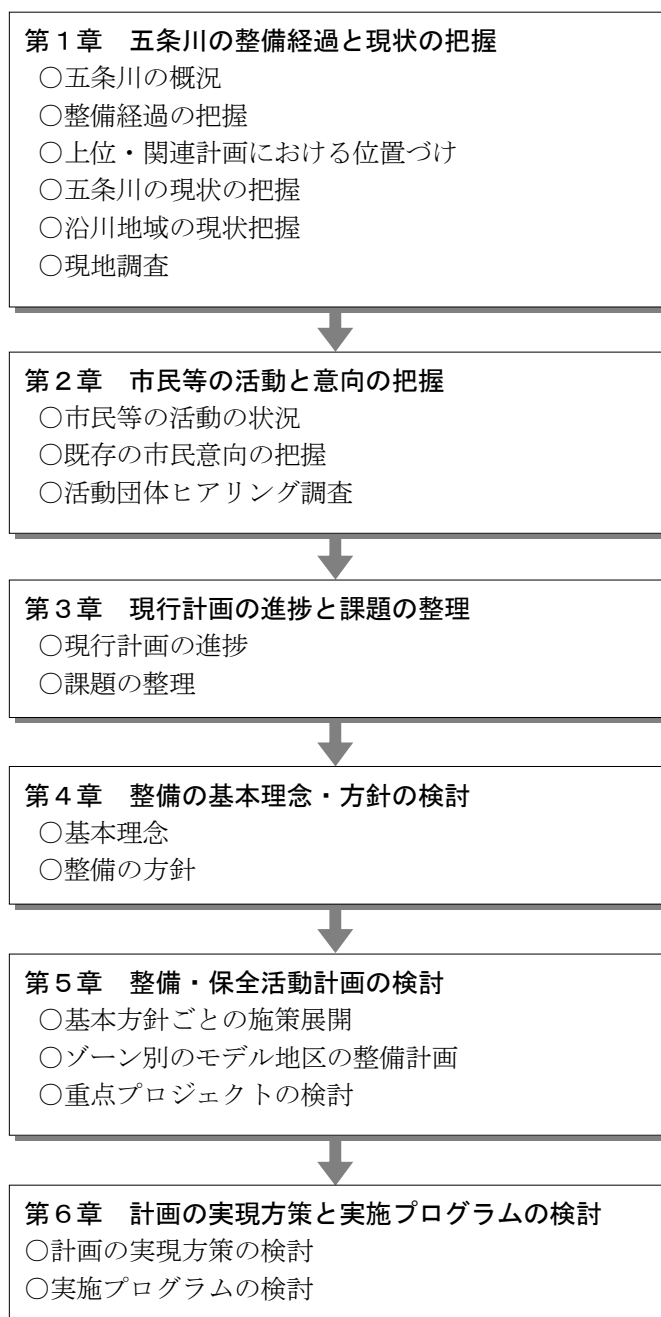


図-2 本計画の構成

● 「水辺」に関する言葉の定義

本計画における「水辺」に関する言葉の定義は以下の通りとする。

水 辺：主として、水面・水際周辺の場所

水辺空間：主として、河川の水辺周辺の場所

水辺環境：主として、水辺や水辺空間の状況、質的な状態

